

教育研究活性化支援経費

国立大学法人神戸大学は、学際的な新領域を創出し、競争的資金の獲得や外部との連携を推進するとともに、各分野での教育研究を一層発展させるため、「教育研究活性化支援経費」を創設し、もって世界最高水準の教育研究の実現に寄与させます。

1. 使 途

本経費は、全学的レベルでの重点施策、大学の未来を担う人材への支援等に重点的に配分します。用途については事業年度ごとにテーマ設定を行います。

1 戦略的・独創的な教育研究プロジェクト事業

- ・萌芽的研究の推進のための経費
- ・産学官民連携の推進のための経費
- ・知的財産の活用のための経費
- ・非常勤研究員等の重点配置のための経費

2 教育研究環境高度化事業

- ・競争的資金を獲得した研究の更なる発展につながる教育研究環境改善のための経費
- ・獲得した競争的資金が円滑に執行されるための経費
- ・全学的な教育研究基盤の整備のための経費

3 国際交流推進事業

- ・大学院学生、若手研究者等の海外派遣のための経費

4 広報活動推進事業

- ・全学的な広報活動のための経費

5 地域貢献推進事業

- ・地域貢献を推進するための経費
- ・地域社会との共同事業のための経費

6 その他全学的事業で学長が認めるもの

2. 財 源

間接経費の全学共通分及び管理経費を以て教育研究活性化支援経費とします。

○間接経費

	間接経費	適用除外
協力研究(共同型)	直接経費の10%	
共同研究講座 共同研究部門	直接経費の10%	
協力研究(受託型) その他競争的資金	直接経費の30%	・国や地方公共団体等の制度で間接経費が措置されないもの ・国や地方公共団体等の制度で間接経費の割合が定められているものはその割合による
科学研究費助成事業	直接経費の30%	国等の制度に基づき措置されないもの
研究拠点形成費 補助金	直接経費の10%	国等の制度に基づき措置されないもの

○管理経費

	管理経費	適用除外
協力研究(受託型)、 その他競争的資金の うち、間接経費が措 置されていないもの	一般管理費を計上できる ものは、一般管理費の 15%	一般管理費を計上できないもの
寄附金	受入れ額の2%	・寄附講座及び寄附研究部門の設置を目的とするもの ・学生への奨学援助及び厚生補導を目的とするもの ・教職員の海外派遣を目的とするもの ・附属学校での奨学援助を目的とするもの ・10万円以下の少額のもの ・その他学長が特に認めるもの

定義

○間接経費

教育研究プロジェクトに直接使用される直接経費に対し、教育研究プロジェクトを支える大学の共通基盤経費であることを対外的に明らかにして研究委託者に請求する経費です。

○管理経費

対外的に直接経費と区分して要求しないものの、学内措置として教育研究プロジェクト経費の一部を大学の共通基盤経費として研究代表者に請求する経費です。

3. 全学共通分と部局分との配分割合

- ① 間接経費については、報奨金相当分の金額を控除した上で、全学共通分と当該競争的資金を有する部局との双方に配分することとし、配分割合は全学共通分50%・部局分50%とします。また、研究活動における不正行為の対応等に関するガイドライン及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づき、間接経費措置額の削減等を受けた場合の対応については、上記配分割合にかかわらず、その案件ごとに協議します。
- ② 管理経費については、学内措置として研究代表者に請求するものであることから、全学共通分のみとします。
- ③ 企業から受入れる間接経費については、企業に対する責任を果たすため、企業から受入れる間接経費に係る全学共通分を、「産学連携活動経費」、「特許等管理経費」に充当します。

4. 決算報告

事業年度ごとに本経費の事業報告及び決算を取りまとめ、役員会、部局長会議に報告します。

5. 適用

平成16年10月1日以降の契約締結、寄附申込分から適用します。(平成17年4月1日、平成18年4月1日、平成27年4月1日、平成29年4月1日に一部改正しています。)